

保険 2（生命保険） 第 5 章 事業費の管理・分析 正誤表

平成 23 年 10 月作成

ページ	誤	正
5-4	のれんの償却をいう	のれんの償却額をいう
5-19	平準保険料式予定事業費枠	平準純保険料式予定事業費枠
5-22	（「蔵銀枠」および「利源枠」の「考え方等」欄） チルメル歩合 α	チルメル歩合
5-25 5-26	付加保険料枠	予定事業費枠
5-28	現行の解約返戻金＝責任準備金として付加保険料枠を逆算した方式	解約返戻金＝責任準備金として付加保険料枠を逆算した方式
5-28	α は N 年間で均等にする方式	α を N 年間で均等にする方式
5-34	これは予定事業枠の先取りに	これは予定事業費枠の先取りに
5-53	テキスト『保険 1 第 3 章「アセット・シェア」』	テキスト『保険 1 第 3 章「アセット・シェア」』
5-54	利源別配当所要額	利源別配当所要額
5-62	投下される事業費	投入される事業費
5-67	II-2-7	II-2-5
5-68 5-91	（「5-5 予定事業費等の設定状況」の「報告頻度」欄） 月	四半期
5-68 5-91	（「5-6 総合的な充足状況」「5-8 イニシャルコストの回収状況」「5-9 ランニングコストの充足状況」の「提出期限日」欄） 翌々々月末	6 月末
5-69	なお、ここでいう「解約控除」とは、イニシャルコストの回収のために控除する部分に限られている。	削除
5-69	変更した都度、翌月に金融庁に報告する。	変更した場合、四半期毎に取りまとめて金融庁に報告する。
5-82	平成 18 年 6 月改正	平成 23 年 5 月改正
5-82	注記を付す	注記シートを添付する
5-83	平成 18 年 7 月提出分	平成 19 年 3 月期報告分（19 年 5 月提出分）

ページ	誤	正
5-83	報告時期が遅れる理由と報告開始時期について <u>速やかに</u> 当庁へ報告する	報告時期が遅れる理由と報告開始時期について <u>予め</u> 当庁へ報告する
5-84	「保険種類および販売経路の区分」欄に記入して下さい。	「保険種類および販売経路の区分」欄に記入して下さい。 更新契約（特約を含む）については別区分して記入して下さい。（様式5-5から5-9において同様。ただし、イニシャルコストの負担方法、イニシャルコストを回収するための予定事業費の収納方法を勘案し、更新契約と更新契約以外とで差異がない場合は、様式5-5及び5-9について更新契約の別区分を要しません。 また、更新契約に係る計数は各社の内部管理に従い算出することとし、算出が困難な場合で推定計算を行う場合は、推定計算の方法を定義書に記載して下さい。） ※H20.7.31付金監第1847号『「保険会社の業務に関するリスク関連資料の提出について」の改正について』を反映。
5-84	予定事業費・解約控除の設定を変更する場合に、変更の都度、保険契約へ新たな <u>予定事業費・解約控除の適用を行った日の直後の提出目</u> に提出して下さい。	予定事業費・解約控除の設定を変更する場合には、変更を行った商品 を 抽出し、 <u>四半期毎に取りまとめのうえ</u> 提出して下さい。
5-84	なお、変更を行わないものを含め、残高のある全ての保険種類、特約種類（販売停止分を含む） <u>についても記入することとし、</u>	対象は残高のある全ての保険種類、特約種類（販売停止分を含む） <u>とし、</u>
5-86	特記事項欄	「注記シート」
5-88	回収済となった場合は、	回収済となった場合は、
5-89	⑫事業費を減じた <u>韻</u> を記入して下さい	⑫事業費を減じた <u>額</u> を記入して下さい
5-91	提出期限日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日）にあたる場合は、 <u>休日の翌日に提出を行うこと。</u>	提出期限日が <u>土曜もしくは休日の場合はその翌営業日までに提出すること。</u>

以上